

県と国保連合会との試算結果の相違について（平成23年度試算）

これまで県で行ってきた保険財政共同安定化事業拡大の試算結果（平成23年度試算）とこのたび国保連合会で行った試算結果に事業規模ベースで238億円の開き（平成23年度試算ベース）がありました。

この相違については、下記の3点が主な理由として考えられます。

1. 拠出対象額（1円から80万円までのレセプトについての保険者負担額相当額）

費用額について連合会試算は県試算より73億円増になっている。

	項 目	金 額
連合会試算	医科、歯科、調剤、入院時食事療養費、柔整療養費、訪問介護療養費、一般療養費、特別療養費	4,378億 ^①
県試算	医科、歯科、調剤、入院時食事療養費	4,305億 ^②
差		73億

県試算では、柔整療養費、訪問介護療養費、一般療養費、特別療養費が不足しているため金額差が生じている。

費用額に給付率を乗じた拠出対象額は、連合会試算が県試算より20億円増となっている。

		金額
連合会試算	①×給付率（0.80181135713262）	3,510億
県試算	②×給付率（0.81046712956752）	3,490億
差		20億 ^③

なお、拠出対象額について費用額に給付率を乗じて算出することとなっており、県試算では当該年度を使用していたが、国保連合会では、平成25年12月27日の厚生労働省からの通知により前々年の1月から12月までの数値を用いることとされたため県試算と相違が生じている。

2. 前期高齢者納付金に係る財政調整額

前期高齢者交付金がある場合、前期高齢者納付金を考慮する必要がないとされているため連合会試算では前期高齢者納付金に係る財政調整額は0円とし、県試算では財政調整額を算出したため1億円減となった。（平成21年1月21日付け国保中央会事務連絡）

なお、平成27年度以降も同様の取扱い。（国保中央会確認済）

	金 額
連合会	0
県	1億
差	▲1億 ^④

3. 前期高齢者交付金に係る調整額

前期高齢者交付金に係る調整のうち前期高齢者費用額について、県試算では要綱に従い「費用額」を使用していたが、国保中央会は、当該箇所を「前期高齢者給付額」と解しており連合会もこの解釈に従い給付額を使用することとする。

後期高齢者支援金について、県試算では前期高齢者以外分も含めた全ての後期高齢者支援金を使用していたが、要綱では前期高齢者分のみ後期高齢者支援金を使用することとされているため正しい数値に修正した。

$$\text{前期高齢者交付金の額} \times \frac{\text{前期高齢者費用額}}{\text{前期高齢者費用額} + \text{後期高齢者支援金} + \text{病床転換支援金}}$$

連合会試算 3,909億 (給付額)

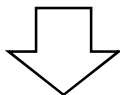
県試算 5,143億 (費用額)

連合会試算 508億 (前期のみ)

県試算 1,562億 (全て)

=

	金 額
連合会試算	1,223億
県試算	800億
差	423億 ⑤



これらの相違についての基準拠出対象額に与える影響額は、以下のとおりです。

$$\{ \text{拠出対象額} + (\text{前期高齢者納付金に係る財政調整額} - \text{同交付金に係る財政調整額}) \}$$

(+ 20億③) (▲ 1億④) (+ 423億⑤)

$$\times 59 / 100$$

$$= \text{保険財政共同安定化事業基準拠出対象額 (交付金)}$$

▲ 238億

よって、県と国保連合会の試算に ▲ 238億 の相違が生じました。